

農政をめぐる情勢

目次

I	TPP交渉をめぐる情勢	1
II	農協改革をめぐる情勢	21
III	企業の農地所有をめぐる情勢	23
IV	28年度県予算・施策に関する重点要請への措置状況	25

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

政府は3月8日、TPPの承認案と、国内対策の実施に必要な関連法案を閣議決定した。同日の閣議で、安倍総理は承認案と関連法案の早期成立を関係閣僚に指示したとされる。今後、政府・与党はTPP協定案等を審議する特別委員会を設置し、審議を本格化する見込みである。

また、TPP関連対策については、輸出力強化WGや、規制改革会議・農業WG等にて、今秋を目途とする「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に向け、具体化のための検討を行っている。

II 農協改革をめぐる情勢

農水省は2月24日、「総合的な監督指針」の一部改正案を提出し、パブリックコメントを開始した。改正案では、現行の「准組合員制度の運用」部分の削除や、自己改革についての記述が新設された。また、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案では、業務代理の活用を積極的に進めることが期待されているという記述が加えられるなど、改正農協法より踏み込んだ内容となっている。

なお、適用は4月1日となる予定である。

III 企業の農地所有をめぐる情勢

国家戦略特区での企業の農地所有が、農地法の特例措置として認められることとなった。安倍総理が2月5日の同特区諮問会議で「医療、観光、農業などに関する大胆な改革事項を盛り込んだ改正特区法案を今国会に提出する」と前向きな考えを示したことを受け、政府・自民党で調整を続けていた。企業撤退後の農地荒廃等が懸念される中、地域や期間などを限定した「特例措置」との位置づけとなった。

本特例措置を盛り込んだ国家戦略特区法改正案は、11日に閣議決定され、今国会にて審議される予定となっている。

IV 28年度県予算・施策に関する重点要請への措置状況

JAグループ愛知が実施した平成28年度県予算・施策への要請について、2月22日開催の農政議員連盟総会にて、農林水産関係県予算（重点事項）の措置状況が報告された。

重点事項として要求した施設園芸の高度化については、「あいち型植物工場導入推進事業費」1億2,035万円が措置された。また、ブランド力向上のための「愛知の農林水産物ブランド力強化事業」について前年度比2倍の2,781万円が措置される等の内容となっている。

I TPP交渉をめぐる情勢

— TPP法案 閣議決定 国会での論戦スタート —

1. TPP関連法案閣議決定

- 政府は3月8日、TPPの承認案と、国内対策の実施に必要な関連11法の改正事項を一括した「TPPの締結に伴う関係法律の整備に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。
- 参加12か国が署名した協定案の国会承認のほか、協定内容に合わせて国内制度を変えるために、緊急輸入制限措置（セーフガード）の手続きを定める関税暫定措置法や、著作権の保護期間を死後70年に延長する著作権法など11本の法律を改正する。衆参両院に審議時間を確保しやすい特別委員会を設けて一括審議する。
- 安倍総理は同日の閣議で、TPPを「アベノミクスの成長戦略の切り札」として承認案と関連法案の早期成立を関係閣僚に指示した。石原TPP担当相は閣議後の記者会見で「わが国が率先して動くことで、TPP協定の早期発効に向けた機運を高めていきたい」とした。
- 農業関連では、畜産の経営安定対策事業（牛マルキン、豚マルキン）を法律に位置付ける「畜産物の価格安定に関する法律」（畜安法）、加糖調製品を調整金の対象に加える糖価調整法、日本の地理的表示（GI）が海外で保護されるようにする「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）の改正案を盛り込んでいる（別紙1参照）。

2. 国会の動向

- 2月24日の衆院農林水産委員会で、森山農相は就任後、初の所信表明を行った。TPP発効後を念頭に、日本の農林水産業と農山漁村を次世代に受け継ぐため、「私が先頭に立ち、農水省を挙げて農政新時代を切り開く」と宣言し、TPP対策に着実に取り組み、体質強化と確実な再生産を後押しするとした。
- 衆議院における平成28年度予算案の審議は、3月1日に可決され、同予算案が参議院に送付された。審議の過程では、TPP協定をめぐる、野党から政府の影響試算に関する妥当性を問う質問や、国会決議との整合性を質す意見が数多く出された。

【衆議院予算委員会における主なやりとり（TPP関連抜粋）】

<国会決議との整合性について>

（民主党・福島議員）

➤ 乳製品のホエイや一部のチーズは十年以上かけて関税撤廃となっている。米も日豪EPAのような除外になっていない。私は明確に国会決議に違反していると思う。

（石原TPP担当大臣）

⇒ 他の国が99.5%関税撤廃に追い込まれたなか、81%で持ちこたえた。こ

のような例外のほか、セーフガードを新設し、国家貿易も守った。交渉事であり、100%自国の利益を優先すると言ったら交渉は成り立たない。

<関税等の再協議規定について>

(民主党・福島議員)

➤ 多くの農産物輸出国から名指しで(関税等に関する)再協議を申し入れられている国は日本だけである。(再協議に関する規定により)農産物は、将来に向けて関税撤廃の例外や除外になるという保証は何もない。

(安倍総理)

⇒ 再協議を求められても日本に不利な合意をする必要は全くない。我々は、重要5品目についても基本的には国会の決議を守っているものと考えている。

<経済効果・影響試算について>

(民主党・玉木議員)

➤ 米の需要が毎年8万トンずつ少なくなっていくなかで、国内生産は減らず、輸入が増える。このような非現実的な前提に基づいて試算が作られている。

(森山農林水産大臣)

⇒ 国内生産が維持される中であっても、嗜好品などの品目によっては、TPPにより実質GDPが増加することで需要が拡大し、輸入が増加することはあり得る。

(民主党・福島議員)

➤ 国内対策が何かまだ分からないにもかかわらず、対策の効果を初めから見込み、それを前提とした数値を入れて試算するのはおかしい。

<食の安全について>

(改革結集の会・重徳議員)

➤ 成長促進ホルモン剤、飼料添加物など国内で使用されていない薬剤が米国、カナダ、豪州で使われている。競争上フェアではなく、EUのように輸入を禁止するか、安全性を確認したうえで、商品に表示すべきである。

(安倍総理)

⇒ 成長促進ホルモン等について、国際基準を踏まえて定めた残留基準を下回らなければ流通させないこととしている。TPP協定で変更するものではなく、食の安全性は確保されている。表示は、消費者が食品選択を行う上で重要な判断材料になるが、過剰規制にならないように適正に運用したい。

- 8日、森山農相が参議院農林水産委員会で所信を表明した。TPP対策として、攻めの農業への転換と確実な再生産支援に力を入れる方針をあらためて強調し、「生産者の熱い思いを、今こそ形にできるようにしたい」と述べた。
- 9日には、衆議院農林水産委員会は森山農相の所信表明に対する質疑を行い、TPPに関する国会での論戦がスタートした。森山農相は、TPPの中長期的対策の焦点となっている生産資材価格の在り方について「情報をしっかり公開し、生産者が賢く選択できる仕組みを考えていきたい」と述べた。

- また、T P Pで約束した市場開放の水準が、日本と欧州連合（E U）の経済連携協定（E P A）交渉の前提になるとの懸念に対しては、農相は「重要品目の再生産が引き続き可能となるよう、しっかりと取り組んでいきたい」と述べた。

3. 米国の動向

- これまで、米国議会でT P Pを後押ししてきた共和党のT P Pへの消極的な姿勢が目立っている。ライアン下院議長（共和党）が実施法案の審議入りに消極的な姿勢を表明しているほか、マコネル上院共和党院内総務もオバマ大統領に選挙前にT P P実施法案を議会に提出しないよう忠告したとされている。
- 業界団体からは賛否両論の意向が示されている。輸入車への関税の撤廃を迫られる自動車産業からは、全米自動車労働組合（U A W）が「T P Pは今後数十年にわたって米国内の雇用を潰し続ける」との声をあげている。また、全米商工会議所のドナヒュー会頭は、「バイオ医薬品や金融サービス分野など一部の領域における欠点への対処が、議会におけるT P P協定への支持を獲得するために不可欠」と述べ、残された課題への対処を強く求めている。
- 一方、米国ファームビューロー連盟は、米国におけるT P Pの農業分野への影響に関する独自試算を発表し、「米国がT P Pを発効できなければ市場におけるシェアを失い、農業貿易額も減少する」と強調する。また、全米肉牛生産者連盟も全上院議員に「可能な限り速やかなT P P協定の実施に向けた努力」を求める書簡を発送し、早期の批准を求めている。
- 米国大統領選でも候補者が反T P Pを競い合っている。共和党でトップを走るドナルド・トランプ氏が「T P Pは為替操作を扱っておらず、完全に破滅的な合意だ」と訴えているほか、もともと賛成派だったヒラリー・クリントン氏も「雇用を創出し、賃金を上げ、安全保障を促進する協定になっていない」と反対を表明している。
- しかし、オバマ大統領は依然としてT P P批准に必要な実施法案を議会に提出する意向を崩しておらず、2月22日に開かれた全国州知事会の会合において、年内にT P P協定を実施法案等とともに議会に提出する考えを表明するとともに、それらの法案の通過に楽観的な見方を示した。

4. 批准に向けた今後の見通し

- 2月4日の署名により、T P P協定の内容が正式に確定したことを受け、今後各国において批准に向けた国内手続きが進められることとなる。ブルネイやシンガポールなど議会承認が不要な国や、豪州など今年中に手続きを完了できる見通しがある国がある一方で、米国は選挙を含む政治情勢等により議会審議の日程が不透明であり、カナダはその米国の動向をにらんだ対応が見込まれている。

- 我が国においては、政府・与党が3月中旬にTPP協定案等を審議する特別委員会を設置し、短期間で集中的な審議を行いたいとするなど、早期の審議に意欲を示している。
- 野党側は参議院選挙をにらみ、TPP協定案等に関する審議を選挙前まで長引かせたいとする見方もあり、今後本格化する参議院予算委員会における平成28年度予算案や特別委員会におけるTPP協定案等の審議がどのように進められるのかに注視が必要である。
- 米国においては、これまでの慣例では、米国国際貿易委員会（ITC）の影響評価（現時点では5月18日を予定と発表）が提出され、TPA法に基づき最終的な協定テキストの写し等が議会に提出されれば、議会審議を開始する準備が整うことになる。
- しかし、実施法案の提出をはじめ署名後の手続きには議会との協議・協力が不可欠である一方で、議会・業界団体の懸念が払拭される見通しは依然として立っていない。今年は選挙のため議会開会日が例年より少ないことや、有力な大統領候補がTPPに反対していることもあり、TPPの議会審議は選挙後の情勢が見えてきてからになるとの見方が大勢となっている。

5. TPP関連対策具体化等をめぐる情勢

(1) 政府の動向

- 政府は、例年6月に行われる骨太方針・成長戦略等の策定、今秋を目途とする「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂に向けて、TPP関連対策12項目の具体化等の検討を行っている。
- 同12項目のうち、輸出力強化については、「輸出力強化WG（座長：石原伸晃経済再生担当大臣）」が1月22日に新設され、2月2日、19日、3月3日、14日に会合が開かれた。同会議は、当面3月までは関係者ヒアリングを行い、4～5月に、中間とりまとめに向けた議論を行うとしている。
- また、生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立については、規制改革会議・農業WGを中心に検討が行われている。

(2) 自民党の動向

- 自民党は、農林水産戦略調査会の下に置いた「農林水産業骨太方針策定PT（委員長：小泉進次郎議員）」で、1月18日より、TPP関連対策12項目のうち6項目の検討を行っている。（2月号掲載以降のPTの議論の概要、出された意見は別紙2の通り。）

- TPP関連対策のその他6項目については、「農業基本政策検討PT（座長：宮腰光寛衆議院議員）」ならびに「畜産・酪農対策小委員会（委員長：坂本哲志衆議院議員）」等で検討が始まった。
- 農林水産業骨太方針策定PT、農業基本政策検討PT、畜産・酪農対策小委員会は、それぞれ異なる日程で動いているが、最終的には今秋に具体策を決定していることから、その前段にある例年6月の骨太方針、成長戦略、規制改革実施計画等に向けて、政府・与党で検討方向の調整が行われると想定される。

（3）JAグループの取り組み

- 自民党・農林水産業骨太方針策定PTの検討がかなり前倒しで進むなか、政府・与党においても、TPP関連対策に絡め、農業分野の多岐にわたる議論が行われている。しかし、生産現場では依然として、政府の影響試算への疑問や国内対策への実効性への不安があり、将来展望が見通せない状況にある。
- JAグループとしては、現場の声を受け止めた積極的な政策提案を行い、政府・与党に対して息の長い政策の確立を求めていくとともに、農家所得の向上と地域農業の持続的発展を掲げるJA県大会決議の着実な実践に取り組む。

今後のスケジュール（想定）

	政府・国会等	自民党	米国
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 2月～ 産業競争力会議 規制改革会議 輸出力強化WG </div> 下旬 予算・税制法案成立	(1月中旬～) 農林水産業骨太方針策定 PTの検討開始 中旬 TPP 特別委設置 下旬 論点整理	
4月	TPP 協定案・関連法案審議	上旬 参院選公約発表	
5月	26,27日 伊勢志摩サミット		5/18 ITC の影響評価 提出期限
6月	1日 通常国会会期末 上中旬 「骨太方針」・「成長戦略」・ 「規制改革実施計画」の決定	(夏頃) TPP 関連検討 12 項目等 の考え方を政府方針に反映	
7月	参議院選挙		共和党・民主党党大会
8月	下旬 29年度農業関係予算概算要求		
秋	TPP関連対策の具体化 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂		11/8 大統領選挙・上 下両院選挙
年末	平成 29 年度農業関係予算案の決定		
年始			1/20 次期大統領就任式

**環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う
関係法律の整備に関する法律案の概要**

**平成28年3月
内閣官房**

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要

- ・ TPP協定の締結に当たっては、協定の国会承認だけでなく、国内実施法の成立が必要である。
- ・ TPP協定の締結に伴い、同協定を的確に実施するため、関連する国内法の規定の整備を総合的・一体的に行うこととする。

1. 法案の概要

1. 原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う。(関税暫定措置法及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)
2. 知的財産について、以下の規定の整備を行う。
 - (1) 著作権等の存続期間の延長、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う。(著作権法)
 - (2) 発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う。(特許法)
 - (3) 商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う。(商標法)
3. 外国にある事業所において管理医療機器等の基準適合性認証の業務を行う認証機関の登録、監督等の規定の整備を行う。(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)
4. 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と違反の疑いがある者との間の合意により自主的に解決する制度の規定の整備を行う。(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)
5. 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付並びに輸入加糖調製品の砂糖との価格調整に関する措置等の規定の整備を行う。(畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法)
6. 国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備を行う。(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律)

2. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日(別段の定めがある場合を除く)。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
(関税暫定措置法、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく
申告原産品に係る情報の提供等に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 原産地手続(関税暫定措置法及びEPA申告原産品法の改正)

以下に係る手続等の規定を整備。

- ・ 我が国に輸入される貨物の原産性等を確認するために税関が行う調査
- ・ 我が国から輸出された貨物の原産性に関する輸出先税関への協力

B. セーフガード関係等(関税暫定措置法の改正)

①TPP協定締約国からの輸入が急増した場合、②TPP協定締約国が協定に違反した場合、③TPP協定締約国からの牛肉、豚肉などの特定品目の輸入数量が一定の水準を超えた場合等に、それぞれ関税率を引き上げる手続規定を整備。

C. その他整備が必要となる規定(関税暫定措置法等の改正)

- ・ TPP協定締約国から輸入される麦について、税関長の承認を受けた工場において飼料を製造する場合に限り、関税を撤廃する規定(日豪EPAに伴い導入された規定の対象にTPP協定を追加)。
- ・ 修繕・加工のためにTPP協定締約国に一時的に輸出された後に再び輸入される貨物の関税を免除するための規定。
- ・ 農林水産省所管法律の改正等に伴う規定整備。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (著作権法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、著作権等の存続期間を50年から70年に延長するほか、著作権等を侵害する罪のうち一定の要件に該当するものについて告訴がなくても公訴を提起できることとする等の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 著作物等の保護期間の延長

種類		現行法	改正案
著作物	原則	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	無名・変名	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年(※)	公表後70年(※)
実演		実演が行われた後50年	実演が行われた後70年
レコード		レコードの発行後50年	レコードの発行後70年

(※)映画の著作物の保護期間については、すでに協定上の義務を満たしている。

B. 著作権等侵害罪の一部非親告罪化

現在親告罪とされている著作権等侵害罪について、以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。

- ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること
 - ②有償著作物等(※)について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること
 - ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること
- (※)有償で公衆に提供又は提示されている著作物等

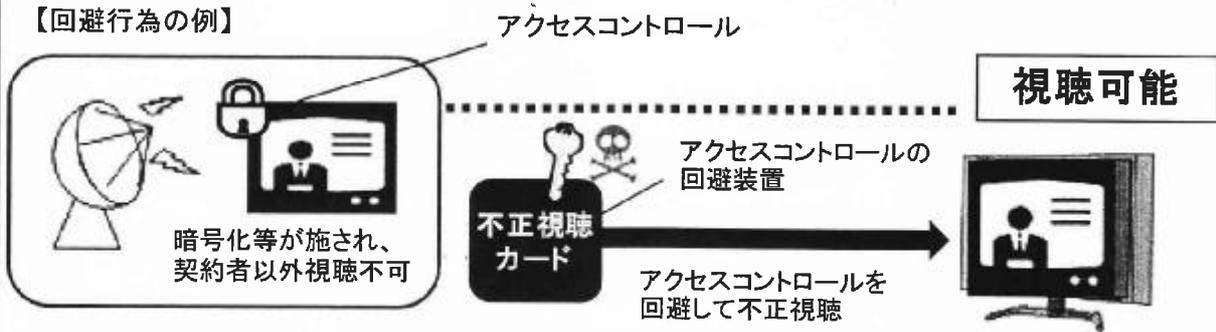
非親告罪となる侵害行為の例	親告罪のままとなる行為の例
販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為	漫画等の同人誌をコミケで販売する行為
映画の海賊版をネット配信する行為	漫画のパロディをブログに投稿する行為

C. アクセスコントロールの回避等に関する措置

著作物等の利用を管理する効果的な技術的手段(いわゆる「アクセスコントロール」)等を権限無く回避する行為について、著作権者等の利益を不当に害しない場合を除き、著作権等を侵害する行為とみなす^(※)とともに、当該回避を行う装置の販売等の行為について刑事罰の対象とする。

(※)刑事罰の対象とはしない。

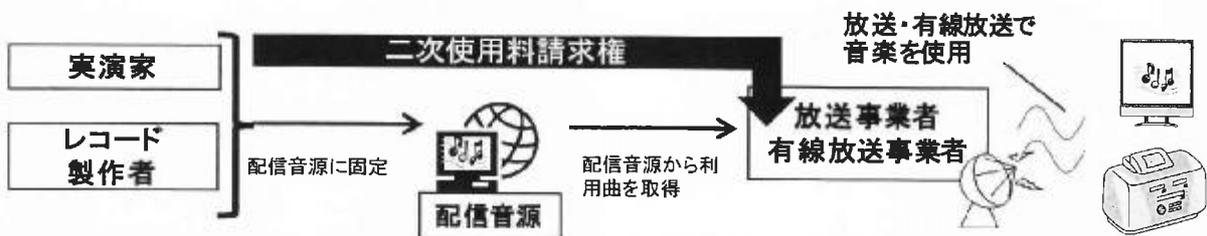
【回避行為の例】



D. 配信音源の二次使用に対する報酬請求権の付与

放送事業者等がCD等の商業用レコードを用いて放送又は有線放送を行う際に、実演家及びレコード製作者に認められている使用料請求権について、対象を拡大し、配信音源^(※)を用いて放送又は有線放送を行う場合についても、使用料請求権を付与する。

(※)CD等の商業用レコードを介さずインターネット等から直接配信される音源



E. 損害賠償に関する規定の見直し

侵害された著作権等が著作権等管理事業者により管理されている場合は、著作権者等は、当該著作権等管理事業者の使用料規程により算出した額(複数ある場合は最も高い額)を損害額として賠償を請求することができる。

【現行の損害額に関する規定】

- ・侵害物の数量×正規品の利益額
- ・侵害者利益
- ・使用料相当額

+

【改正案の規定】

使用料規程により算出した額を請求することができる

(例)カラオケ施設が、使用料規程において1曲1回あたり120円が使用料とされている演奏を無断で1日30曲、1,000営業日行った場合

➡120円/回×30回/日×1,000日=360万円を請求可

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (特許法関係)

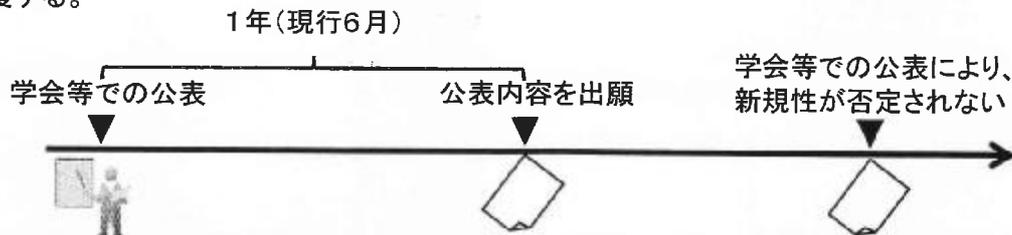
1. 背景

TPP協定の実施に伴い、発明の新規性喪失の例外期間の延長、特許権の存続期間の延長制度の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

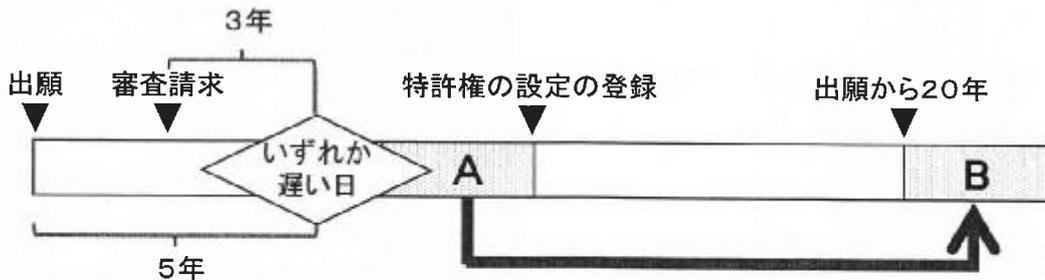
A. 発明の新規性喪失の例外期間の延長

- 特許法では、特許出願前に既に公表されている発明は、新規性がないものとして権利が認められないのが原則であるところ、公表から6月以内に出願したものについて、例外として救済する措置を規定。
- TPP協定の要請を受け、この例外期間を現行の6月から1年に延長し、多様な発明をより適切に保護する。



B. 特許権の存続期間の延長制度の整備

- 特許権の存続期間は、原則、出願から20年で満了するため、審査等に時間がかかった場合、その分の権利期間が短くなる。
- 特許出願の日から5年を経過した日又は出願審査の請求があった日から3年を経過した日のいずれか遅い日以後に特許権の設定の登録があった場合に、特許権の存続期間の延長ができる制度を設け、適切な権利期間を確保する。



※延長される期間[B]は、期間[A]から、出願人の責めに帰する期間、審判・裁判に関する期間等を除外して算出。
※我が国では、出願から審査請求までの期間は平均2年、審査請求から特許権の設定の登録までの期間(標準審査期間)は平均18.8月となっている。

TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、多様な発明についての特許権の取得と適切な権利期間を確保する制度が整備されることにより、我が国企業等の特許権をより一層活かした事業展開を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (商標法関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、商標の不正使用についての損害賠償に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- ・ 商標の不正使用に対する法定の損害賠償制度に関し、「生じた損害を賠償する」という民法の原則を踏まえた上で、所要の措置を講ずる。
- ・ 具体的には、商標の不正使用による損害の賠償を請求する場合において、当該登録商標の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できるものとする。



TPP域内における制度調和を進め、知的財産権の保護と利用のレベルが必ずしも高いとは言えないTPP域内の新興国において、権利者が賠償を得られやすい制度が整備されることにより、我が国企業等のより効果的かつ効率的な侵害対策を可能とし、更なる海外事業展開を促進する。

商標の不正使用について

- ・ 「商標の不正使用」とは、登録商標と社会通念上同一の商標の使用による侵害を指す。

<具体例>



全く同一の商標のみならず、書体違い等も不正使用。

損害額について

- ・ 現行法において、権利者は、所定の額を損害額とできる規定を選択してその賠償を請求することができる。

<現行規定>

商標法第38条第1項: 損害額の計算式
第2項: 侵害者利益を損害額
第3項: ライセンス料を損害額

- ・ 改正後は、現行規定に加え、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額(最低額)として請求することも選択可能となる。

<新規定案>

出願料 3,400円 + (8,600円 × 商品の種類数)
+ 登録料 28,200円 × 商品の種類の数

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要
 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、登録認証機関（医薬品医療機器法に基づき、管理医療機器、体外診断用医薬品等の認証を行うことができる民間の第三者機関）に関する規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

- 登録認証機関になることができる者は、日本又はTPP協定締約国で認証を行う者とし、そのための規定を整備する。
- 厚生労働大臣は、外国の登録認証機関による規定違反等を認めたときは、改善請求等を行うことができるとともに、これに応じないときは、登録認証機関に対し業務停止の請求を行い、又はその登録を取り消すことができる。
- 厚生労働大臣は、外国の登録認証機関における検査を行おうとして拒まれる等したときは、登録認証機関に対し業務停止の請求を行い、又はその登録を取り消すことができる。

(医療機器に関する分類・規制)

小 ← リスク → 大

国際分類	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	クラスⅣ
具 体 例	体外診断用機器 鋼製小物 (メス・ピンセット等) X線フィルム 歯科技工用用品 	MRI装置 電子内視鏡 消化器用カテーテル 超音波診断装置 歯科用合金 	透析器 人工骨 人工呼吸器 	ペースメーカー 人工心臓弁 ステントグラフト 
法 の 分 類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	
規 制	届出	登録認証機関 による認証	大臣承認 (PMDAで審査)	

↑
TPP協定締約国の認証機関も基準を満たして申請すれば登録認証機関になる。

3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律関係)

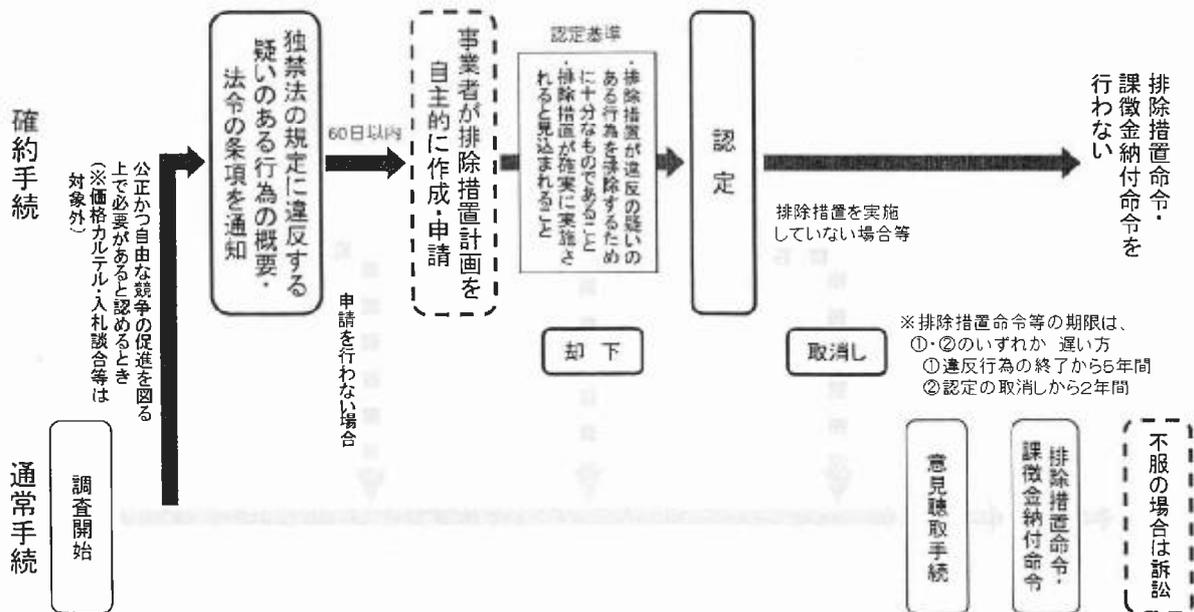
1. 背景

TPP協定の実施に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要がある。

2. 改正の概要

- ・ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入する。
- ・ このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、当局と事業者が協調的に事件処理を行う領域の拡大に資するものである。

<新たに導入する仕組み(確約手続)の概要>



3. 施行期日

環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、 独立行政法人農畜産業振興機構法関係)

1. 背景

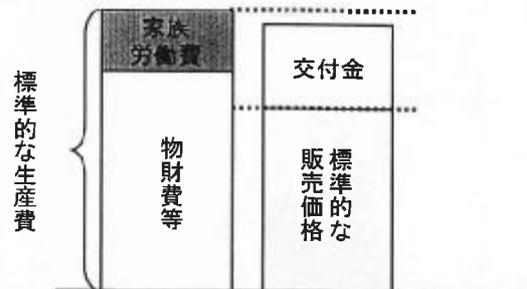
- TPP協定の実施に伴い、経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)として、
- ① 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する
 - ② 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とするための規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

A. 畜産物の価格安定に関する法律の改正

- ・ 肉用牛・肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構がその差額を補填するための交付金を交付。

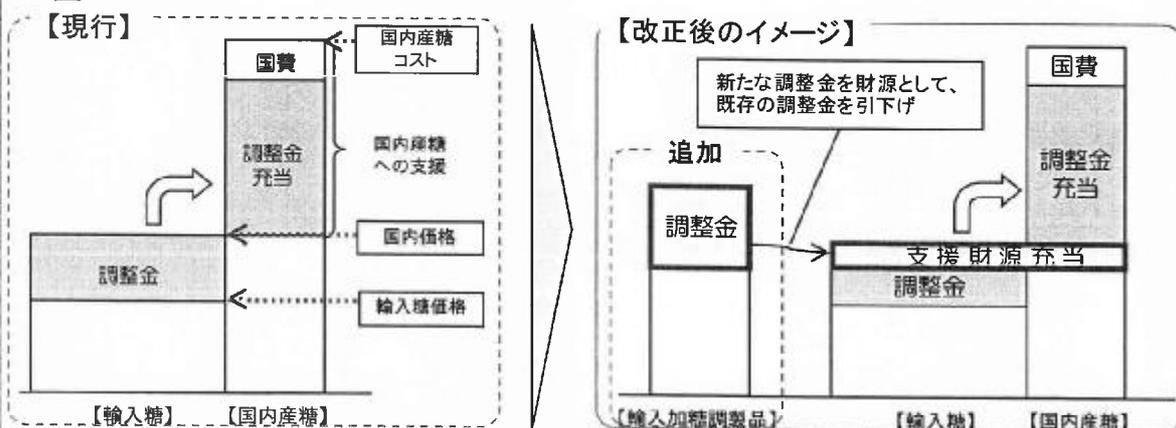
併せて、旧来の買入れ・保管・売渡しによる市場介入・需給操作を行う牛肉・豚肉の価格安定制度を廃止(近年発動実績が全くなし)。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

B. 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の改正

- ・ 砂糖の価格調整に関する制度を拡充。機構が輸入加糖調製品(ココア調製品等)から調整金を徴収し、これを財源として、国内産糖への支援に充当することなどを通じて、国内で生産される砂糖の競争力を強化。



※ 上記に合わせて、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正し、機構の業務の規定を整備。

3. 施行期日

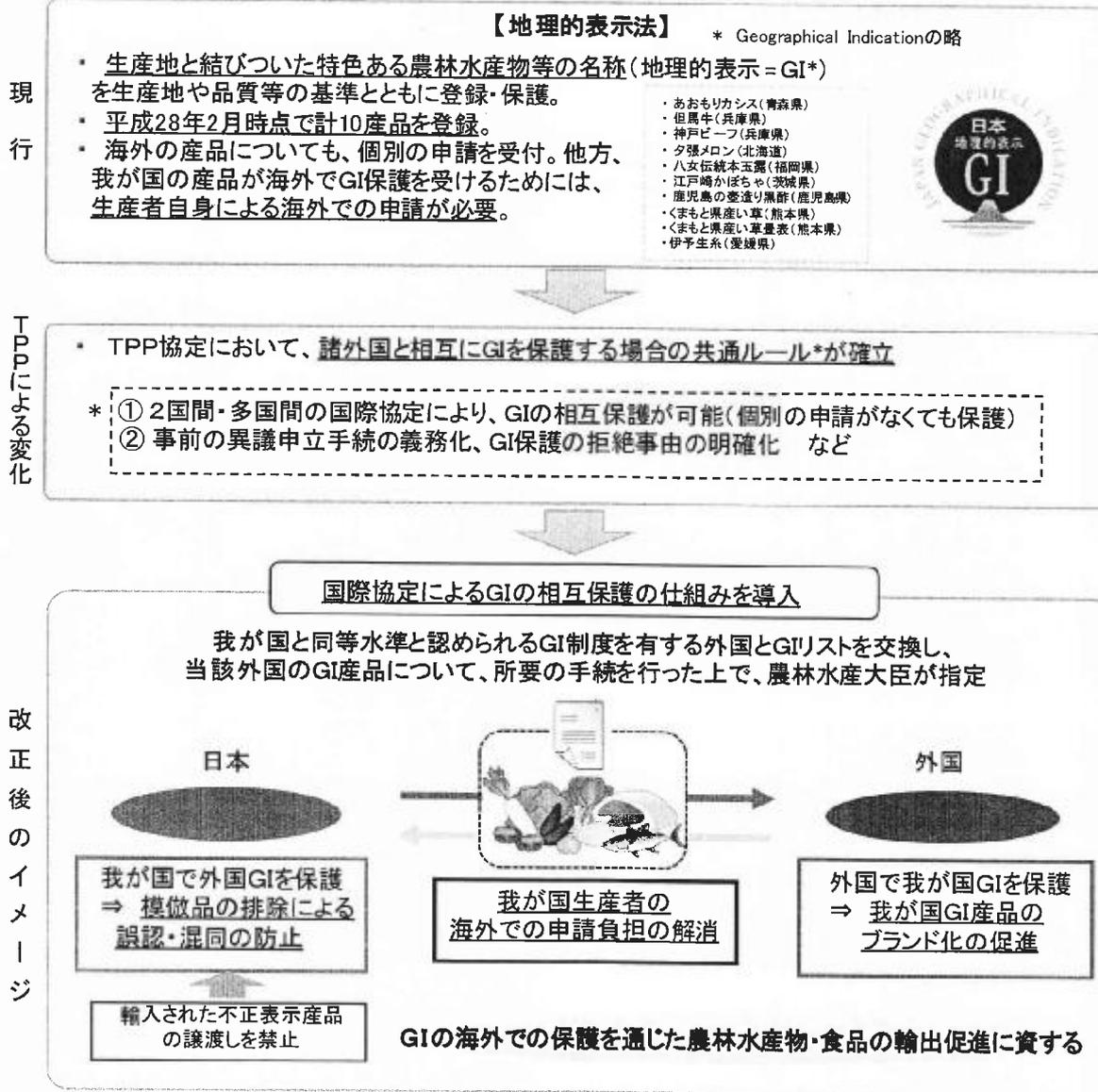
環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日。

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要 (特定農林水産物等の名称の保護に関する法律関係)

1. 背景

TPP協定の実施に伴い、攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)として、我が国の地理的表示(GI)の海外での保護を通じた農林水産物の輸出促進を図るため、諸外国と相互に地理的表示(GI)を保護できる規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要



3. 施行期日

公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日。

PTでの意見、議論の概要

2/16 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング

- ① 大手農機具メーカー3社からヒアリング
- ② クボタ：同じ型式の農機具が海外で安く売られているのではという指摘に対し、「仕様の差を考えればそんなに差はない」「(1ドル80円程度の円高時には)3割から4割の価格差があったと推察される」
- ③ クボタ：JA系統と商系の販売ルートの違いによる卸売価格の差については否定。
- ④ 小泉委員長：「さらに深掘りし、よく調べる必要がある材料がいっぱい挙がった」

2/17 (B) 人材力の強化に関するヒアリング

- ① 外国人労働者の活用についてヒアリング
- ② グリンリーフ(株)澤浦社長：「働く場所があっても、働く人がいなくて作付面積を小さくせざるを得ない」
- ③ 同澤浦社長：外国人技能実習制度では、農閑期にも雇用する必要があり、実情に合わない。外国人労働者の農繁期だけの季節雇用や直接雇用ができる法制度を求め、「(季節雇用を認めれば、)経営者が作業に忙殺されず、経営に専念できる」
- ④ 坂本哲志議員：「分業体制を長く続けると、不満が出て、トラブルのもとになる」
- ⑤ 古賀友一朗議員：「安い労働力で日本人の賃金を下げる圧力にならないか」

2/18 (C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング

- ① 日本通運：鮮度が保てるコンテナ開発とそのコストを吸収できるだけの大量の荷物の確保が大切と指摘し、「どこの港・空港に農産品をどう集積し、輸出していくか体系的に整理してもらいたい」
- ② 日本貿易振興機構(ジェトロ)：国内ブランドが乱立し、個別産地ごとではロットがまとまらずブランド力が出ない
- ③ 日本ハム：「日本の食品をそのまま輸出できるように日本の規格が必要」

2/19 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング

- ① 農業資材メーカーの意見を聴取
- ② 片倉コープアグリ：「銘柄数の多さはコストアップ要因そのもの」だが、生産現場の声に応えた結果である。「現場密着が当社の存在価値。二律背反だが何とか経営していくのが使命だ」

- ② 農家への直接販売は、代金回収のリスクが問題で難しい。
- ③ 小泉委員長「来週からはヒアリングを受け止めた上での問題点、論点を整理していきたい。

2/22 (B) 人材力の強化に関するヒアリング

- ① 群馬県内の農業高校と農家の視察
- ② 県立勢多農林高校福島実校長：「高校卒業後、すぐに雇用で就職したい生徒は多いが、ハローワークに求人を出す必要がある。就農を円滑にする仕組みが必要」
- ③ 生徒：「農業経営などもっと専門的なことを学びたい」
- ④ 鈴木PT副委員長：「技術習得など、就農までの手順を示す必要がある」

2/24 (B) 人材力の強化に関するヒアリング

- ① 農業高校や農学系大学での現状について文科省、農水省からヒアリング
- ② 文科省：卒業後に就農する割合は農高で4.9%、農学系大学でも4%強にとどまる。卒業生の受け皿となる農業法人の安定した求人や処遇改善が課題。
- ③ 農水省：優秀な若い人材を確保するには受け皿の法人経営の発展が重要。
- ④ 吉川農林水産副大臣：「農水省と文科省が情報共有しながら、学校現場の中でも担い手を育成する必要がある」
- ⑤ 生産技術だけでなく消費者ニーズの把握、税務や労務管理など経営者教育を重視する必要性を求める声や儲かる農業経営という観点からの教育への転換を求める声が出された。

3/3 (C) 農林水産物の輸出促進に関するヒアリング

- ① 輸出拡大に向けた課題への対応策についてのヒアリング
- ② J Aグループ：シンガポールを周辺国の物流拠点として加工・流通網を整えていく。共同配送や混載で効率的に輸送に取り組む。
- ③ 大戸屋ホールディングス：国内価格の3倍で定食を提供しているが、富裕層中心に人気を集めている。輸送の効率化が課題。

3/3 (A) 生産資材、流通・加工に関するヒアリング

- ① 農外企業から見た今後の農業のあり方についてヒアリング
- ② コマツ野路國夫会長：研究開発への投資の重要性を強調し、「農協が開発資金を出すべき」
- ③ イオンアグリ創造福永庸明社長：農村部では無許可での農地の貸し借りが多く、農地の集積が難しい。農地取得については「リースでいい。農地の取得に何のメリットがあるのかはわからない」

3/4 加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた議論

- ① 主婦連佐野真理子参与：「消費者は選択しようとしてもできない状況が続いている」として、原則として全ての加工食品を表示対象とするよう求めた。
- ② J A全農：全農の自主基準を紹介し、新たな表示案を提言。
- ③ 食品産業センター：表示対象の拡大でなく、国産使用をアピールする「強調表示」活用など事業者の自主的な取り組みを進めるべき。
- ④ 小泉委員長「できない理由を挙げるのではなく、どうやったらできるのかを考えて進めていきたい。」

Ⅱ 農協改革をめぐる情勢

— 「総合的な監督指針」の一部改正案が提出される —

- 農水省は2月24日、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」の一部改正案（以下、『総合的な監督指針案』）について、パブリックコメントを開始した。
- 意見募集期間は1か月で、3月24日までとなっている。改正の重要論点と、その内容は以下の通り。なお、適用は4月1日となる予定である。

【『総合的な監督指針案』の重要論点と内容】

- 准組合員関係
 - ・「准組合員制度の運用」部分は削られ、「正組合員および准組合員の組合の事業の利用の状況等の調査」部分が新設された。
 - ・従来の准組合員制度の趣旨（地域住民に利用の途を開く等）は、当該新設部分に盛り込まれた。
 - ・一方、現行で記載されていた准組合員への適切な対応（加入時に趣旨を説明する等）については削除された。
- 自己改革関係
 - ・農産物の有利販売等に向け、組合員と徹底した議論を行い、自己改革を行い、担い手等の所得向上に積極的に取り組むべきと記載された。
 - ・営農・経済事業の体制強化等を念頭に、役員体制をどうするかなどについても、組合員と役職員との間で徹底した議論を行うことが重要とされている。
 - ・行政庁も自己改革の進捗を確認し、場合によっては改善を促すとされた。
- 人事ローテーション
 - ・「長期間の従事」として3～5年程度の年数が規定されていたが、年数基準の記載がなくなった。
 - ・人事ローテーションに取り組む対象者として、信用および共済事業の職員が明記された。
 - ・連続職場離脱の対象者が「現金を扱う職務などを行っている職員（管理者を含む。）」に限定された。

① 非常勤理事数

- ・迅速な意思決定の障害とならず、認定農業者等の登用のために必要な範囲内での増員であるときは、定款変更の認可に差し支えはないとされた。

② 共同利用施設

- ・稼働率が低い施設の利用改善策を講じているか、ヒアリング等で確認し、取り組みが遅れている場合は改善を促すとされた。

- また、「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正案は2月24日、「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案（以下、『系統金融機関向け監督指針案』）は27日にそれぞれ提出され、現在パブリックコメントが行われている。
- 改正の内容は改正農協法との整合が太宗を占めるが、『系統金融機関向け監督指針案』については、「金融面における自己改革の実行」部分が新設された。当該部分では、『総合的な監督指針案』と同様に「農林水産業・地域の活力創造プラン」等の内容を踏まえ、農業者の金融ニーズに応えられるよう取り組む必要性について記載されている。
- また、『系統金融機関向け監督指針案』では、農林中金等の業務代理（代理店方式）に関して、「平成26年6月に農林水産業・地域の活力創造本部で決定された農林水産業・地域の活力創造プラン等において、活用を積極的に進めるとされていることを踏まえた対応が期待されている」との規定が加えられている。その他、業務代理について、監督の枠組みや、認可申請に係る事務処理等が規定される。

Ⅲ 企業の農地所有をめぐる情勢

— 養父特区限定、5年間の時限措置で決着 —

- 2月5日、安倍総理は国家戦略特区諮問会議にて、「医療、観光、農業などに関する大胆な改革事項を盛り込んだ改正特区法案を今国会に提出する」と発言し、企業が農地を実質的に保有できるよう農業生産法人の出資比率を50%以上に引き上げることを再検討する考えを明らかにした。
- 現行の農地法では、農地を所有できる農業生産法人に対する企業の出資を4分の1以下に制限しているが、4月1日施行される改正農地法では「2分の1未満」まで引き上げることとなっている。これについて、「農業特区」の兵庫県養父市や国家戦略特区諮問会議の民間議員はさらなる緩和を求めている。
- 森山農林水産大臣は、2月9日の閣議後会見で、政府が農業生産法人の出資要件を緩和し、企業の農地所有解禁を検討していることに対し、「農業からの撤退あるいは産業廃棄物の置き場になる」との懸念を示した。また、「リース方式で実際（農業を）やっている企業も、あまり問題ないという意見」と述べ、農地所有を解禁する必要は薄いとの見解を示した。
- なお、日本農業新聞が行った農業参入している一般企業50社への調査では、7割が現行のリース方式で十分、農地所有の必要は無いと回答しており、農地保有を希望する企業は約1割程度に留まっている。
- 自民党農林幹部は18日から、本件についての検討を本格的に始めた。18日に行われた会合には西川公也農林水産戦略調査会長や小泉進次郎農林部会長のほか、農水省や同特区諮問会議の事務局を務める内閣府の幹部らも出席し、兵庫県養父市についての説明聴取などが行われた。
- 22日の会合では同党農林幹部と農水省幹部らが、「あくまで実験的・例外的な措置」との位置づけで、地域や期間などを限定し、荒廃時に確実に原状回復できる手段の担保等の厳格な条件を課した上で容認する方向で調整することを確認した。
- 政府は3月2日、国家戦略特区諮問会議を開き、今国会に提出する国家戦略特区法改正案に、特区での企業の農地所有を条件付きで認める特例措置（特定農地所有法人制度）を盛り込む方針を決定した。安倍首相は同会議で、「安倍政権の規制改革に終わりはない。私が先頭に立ち、今後とも国家戦略特区によって、規制改革の突破口を大胆に開いていく」と述べた。なお、本特例措置のポイントは以下の通り。

【特例措置のポイント】

- 農地取得の透明性
 - ・自治体があったん地権者から買い取り、企業に売り渡す。
※50a以上の農地売買には議会の議決が必要
 - ・農地取得が必要な企業名と理由を公表する。
- 農地の原状回復措置
 - ・荒廃時などには、自治体に農地の所有権を戻す。
 - ・農業委員会は自治体に利用状況を通知する。
- 対象地域の限定
 - ・国家戦略特区のうち、①担い手の著しい不足、②耕作放棄地増加の恐れがある地域に限定する。※当面は兵庫県養父市に限定される
- 期間の限定
 - ・5年間の時限措置とする。

- こうした動きが全国的に広がるのではないかと、という懸念に対し、森山大臣は4日の閣議後会見で「全国レベルの制度として、さらなる要件緩和を検討する段階ではない」と否定的な見解を示した。本特例措置については「試験的な事業」と述べ、全国展開には繋がらないとする考えを強調した。なお、本特例措置を盛り込んだ国家戦略特区法改正案は、11日に閣議決定された。

IV 28年度県予算・施策に関する重点要請への措置状況

— 県農林水産関係予算、前年比4.8%増の706億円 —

- J Aグループ愛知では、平成28年度県予算・施策について、昨年9月には県農林水産部長及び自由民主党愛知県議員団農政議員連盟に、12月には農政議員連盟との連名で愛知県知事に対して要請を行ってきた。2月22日に開催された農政議員連盟総会において、予算・施策要請の重点（知事要請）事項についての、農林水産関係県予算の措置状況（予算計上）が報告された。
- 28年度の県農林水産関係予算の一般会計総額は、前年比4.8%増の706億円となった。「食と緑の基本計画2020（仮称）」に基づき、12の重点プロジェクトを掲げ、施設園芸の高度化、ブランド力の強化、直売所の交流拠点化や中山間地域の賑わいづくりなどを位置づけ、各種施策を総合的、計画的に推進することとしている。また、J Aグループ等と連携して、若者が将来に夢を持って農業に取り組めるよう、本県の強みや特長を生かした効果的な施策を展開することにより競争力のある農林水産業を実現していくとしている。
- 県内の施設園芸が直面している高齢化や施設の老朽化、九州等の新興産地との競争等の諸課題に対応して、J Aグループが特に重点事項として要求してきたあいちの施設園芸の高度化については、「あいち型植物工場導入推進事業費」1億2,035万円が措置され、補助率3分の2以内で、施設内環境のモニタリング装置、環境制御機器の導入を推進していくこととなった。
- そのほか、愛知の農畜産物のブランド力向上のための「愛知の農林水産物ブランド力強化事業」が前年度比2倍の2,781万円、デュロック種の優良系統の開発のための「豚優良系統造成事業費」に1,966万円が計上されている。
また、TPP関連対策として国の27年度補正予算で措置され、各地域のクラスター協議会の計画に基づき畜産の施設整備を支援する「畜産競争力強化対策整備事業費補助金」に11億9,200万円が計上されている。なお、同じく国の補正予算で措置された産地パワーアップ事業については、6月補正予算で計上される予定となっている。

(別添)

平成28年度県予算・施策に関する要請（重点事項）に対する県予算等の措置状況

四角囲み、ゴシック文字が回答（数字は予算額）
単位は千円、カッコ内は前年度当初予算
国費：国庫補助を受けて、県が実施する事業
単補：県が独自に他団体等の事業等を奨励するもの
消県：国庫補助を受けないで、県が実施する消費的事业

I. 安全で良質な農林水産物の生産と供給の確保

1. 愛知県農業の確立と施策の推進

(1) 食と緑の基本計画の達成について

- ① 「食と緑の基本計画2015」で掲げている農業産出額3,500億円の目標達成のためには、県及び農業関係組織・団体の総力を上げての取組みが必要である。JAグループも県行政と連携を図り、積極的に取り組んでいくので、県においては、これまで以上に、農商工のバランスが取れ、都市と農村が共存するといった本県の特徴を踏まえた農業の振興に力をいれていただきたい。そのために、農業予算の十分な確保を図り、県産品のブランド化、園芸振興など将来にわたり本県農業の強みにつながる農業及び条件不利にある中山間地域での農業や都市農業の振興に必要な予算に対して重点的な配分を行なわれたい。
- ② 次期基本計画では、若者が将来に夢を持って農業に取り組めるような具体的かつ戦略的な方向を明示するとともに、JAグループや農業者も役割を分担し、県と連携を図りながら進める各種施策の積極的な推進を図られたい。

《施策の推進》

【農林政策課】 農林水産関係予算 70,598,484（一般会計総額）(67,371,222)

※ 「食と緑の基本計画」に基づき、総合的、計画的に各種施策を推進

12の重点プロジェクトを掲げ、施設園芸の高度化、ブランド力の強化、直売所の交流拠点化や中山間地域の賑わいづくりなどを位置づけ

次期「食と緑の基本計画」においては、JAグループ等と連携して、若者が将来に夢を持って農業に取り組めるよう、本県の強みや特長を生かした効果的な施策を展開することにより競争力のある農林水産業を実現してまいりたい。

2. TPP対策の推進について

TPP交渉は、10月5日、米国アトランタで開催されていた加盟12か国の閣僚会合において大筋合意された。

この合意の内容は、自動車産業を中心とする愛知県の製造業にとって大きなメリットがあると伝えられているが、その反面、農業者には将来に対する大きな不安をもたらしている。

これまで、愛知県の産業は商工業と農林水産業がバランスよく発展してきたが、今後とも、こ

れを継続するため、農業者の不安を払しょくし、農業者が将来に希望を持って安心して農業に取り組めるように、万全の対策を国に対し要望するとともに、愛知県の実情に応じた対策を検討されたい。

《国への働きかけ》

【農林政策課】 TPPへの対応について、国に対して働きかけ

- ・東海農政局（平成 27 年 10 月 29 日）
- ・農林水産省・内閣官房
（平成 27 年 10 月 30 日、11 月 5 日）

＜要請の概要＞

- (1) TPP協定の実施に伴い生ずる諸課題について、国は責任を持って万全の対策を講じること。
- (2) 国民への合意内容の正確かつ丁寧な説明と情報提供に努めること。

3. 生産者と消費者の思いを伝える農林水産業の推進

(1) 本県産農畜産物のブランド化の推進と販売促進活動の支援強化について

- ① 知事自らの積極的なトップセールスの継続実施、マスメディアや県出身の有名人の積極的かつ効果的な活用、観光事業と連携した県産農畜産物のPR活動に取り組みたい。
- ② 消費者や実需者の評価も得られる県独自の新品種の育成や栽培品種の誘導、生産技術の普及、育成した品種の消費者への認知・定着促進策など、研究開発、生産対策、消費対策が一体となったブランド化の推進を図られたい。
- ③ あいちの農林水産物ブランド力強化事業の拡充を図り、多くの県産農畜産物について、知名度向上と需要拡大に取り組みたい。
- ④ 産地自らが行うブランド化の推進、販売促進活動に対して支援を願いたい。
- ⑤ 消費の中心である京浜地域における情報収集活動・機能強化は必須であり、そのために必要な本県職員の大田市場駐在に係る予算・要員の確保を図られたい。

《トップセールス、観光との連携》

【食育推進課】愛知県農産物需要拡大推進協議会負担金（消県） 1,100 (1,100)

※事業主体：愛知県農産物需要拡大推進協議会

事業内容：首都圏における知事トップセールスや量販店でのPR、農林水産祭への出展、市場関係者による品質評価会の開催、消費宣伝用農産物提供等を実施する。

【食育推進課】地産地消推進費(消県) 1,057 (1,222)

※事業主体：県

事業内容：「いいともあいち運動」の中で観光関係事業者とも連携を図っていく。

《新技術・新品種の開発及び普及指導》

【農業経営課】試験研究費（消県・国費） 306,355 (306,271)

※事業主体：農業総合試験場

事業内容：消費者や実需者の評価が得られる新技術・新品種の開発

【農業経営課】農業改良普及事業（消県・国費） 1,473,377 (1,471,738)

※事業主体：県

事業内容：産地の実情に応じ、高品質、高収量、省力・低コスト等の生産技術について、関係機関と連携して普及指導を実施する。

《ブランド力向上》

【農林政策課、食育推進課、園芸農産課、畜産課】あいちの農林水産物ブランド力強化事業（国費）
27,810（13,967）

※事業主体：県

事業内容：「いいともあいち運動」のシンボルマークを積極的に活用し、消費者と生産者等との交流を通じて、あいちの農林水産物全体のイメージアップによる需要拡大を図るとともに、産出額等が全国トップレベルの名古屋コーチン、花き、抹茶、あさり、うなぎ、小麦のブランド力強化を図る。

【園芸農産課】果樹・花き振興指導費のうち果実品質向上推進費（消県） 266（104）

※事業主体：あいちのフルーツコンテスト実行委員会、愛知県いちご品評会実行委員会

事業内容：いちご品評会、ぶどう及びいちじくコンテスト、消費拡大のためのフェア等を開催する。

【食育推進課】6次産業化支援事業費（国費） 25,514（43,350）

※事業主体：県

事業内容：推進会議、人材育成研修会の開催、6次産業化サポートセンターの設置、新商品の開発や加工施設等の整備に対する助成

《大田市場》

【食育推進課】東京事務所農産物流通対策グループ運営費（消県） 3,465（3,607）

※東京都中央卸売市場大田市場に職員が駐在し、京浜地域を中心に農産物の流通情報の収集、県産農産物のPR及び販路拡大に取り組む。

(2) 「花の王国あいち」の取組強化について

- ① 全国一を誇る本県花き産業の一層の発展と、暮らしの中に花を取り入れる「花いっぱい県民運動」を推進するため、「花きの振興に関する法律」に基づき平成27年度に県が策定を予定している「花き産業及び花きの文化の振興に関する計画」に基づいて、花きの生産・流通・販売・消費拡大等にわたる積極的な施策の展開を図りたい。
- ② リニア中央新幹線の開通に向けて、本県での「国際園芸博覧会」を始めとする花と緑のイベントの誘致開催に取り組まれない。
- ③ 花の消費拡大に関するイベントの予算を拡充し、生産者、実需者、消費者の思いが通い合うものとして開催されたい。また、花いっぱい県民運動の継続的な展開や、フラワーバレンタインプロモーションなどの実施により新たな物日（ものび）を創出するなど、本県産花きのさらなる需要拡大に取り組まれない。

《振興計画等》

【園芸農産課】花き総合振興対策事業推進費（消県） 468（468）

※花き振興計画の推進、生産流通体制の整備支援など

《花と緑のイベント及び需要拡大》

【園芸農産課】あいち花フェスタ開催費負担金（消県）7,500（0）

※事業主体：あいち花フェスタ2016実行委員会（仮称）

事業内容：花や緑あふれる豊かな暮らしづくりに向けて、県民参加型の花と緑のイベントを地域からの提案等を踏まえて県内各地で開催する。

【園芸農産課】花の王国あいち需要拡大推進事業費負担金（消県） 7,842（7,842）

※事業主体：花の王国あいち県民運動実行委員会

事業内容：今月のあいちの花」のPR、花育の推進、あいちフラワーカップの開催、花き関係イベント以外への愛知産花きの提供などによる県内需要の拡大を図る。

【園芸農産課】いいともあいちブランド力強化事業費のうちあいち花文化・花空間創出事業費
(国費) 5,964 (4,390)

※事業主体：県

事業内容：男性から女性に花を贈る「フラワーバレンタイン」運動を推進するとともに、あいちの花をPRする「おもてなし花壇」を名古屋駅前及び本庁舎に設置する。

【園芸農産課】関東東海花の展覧会開催負担金（消県） 1,100 (1,100)

※事業主体：関東東海花の展覧会

事業内容：本県産花きの主要出荷先である首都圏において開催される品評会に参加し、首都圏の消費者に本県産花きのPRを行う。

【園芸農産課】アンタルヤ国際園芸博覧会出展事業費（消県） 15,608 (0)

※事業主体：アンタルヤ国際園芸博覧会出展愛知実行委員会（仮称）

事業内容：アンタルヤ国際園芸博覧会に農業団体とともに出展し、本県花きをPRするとともに、花きの販路拡大をめざす。

4. 多様な担い手の育成・確保

(1) 新規就農者の確保について

- ① 法人就職、就農希望者等に対する県段階での就農相談会を継続的に開催されたい。また、普及組織、農業大学校、農業高校等における相談活動、先進農業者や農業大学校における農業技術の習得研修を強化されたい。
- ② 就農にあたって必要となる農地の確保、機械・施設の導入、法人等への就職の場合の情報提供について、市町村とも連携を密にして支援を願いたい。
- ③ 離農農家の空ハウスや、畜舎の利用については、投資費用を抑える有用な手段であるので、離農農家から新規就農者への円滑な継承、簡易な整備・補修等に対して助成措置を講じられたい。
- ④ 親元での就農について、親から子への安定した経営継承が図られるよう就農時の規模拡大に伴う農業機械の導入・ハウスの増設等に対する助成措置を講じられたい。
- ⑤ 青年就農給付金について、親元就農の場合も、農地の権利にかかわらず、親の経営と経理の面で独立していれば青年就農給付金の対象とするなど、交付要件の大幅な緩和を国に働きかけるとともに、県独自の就農給付金等の支援についても検討されたい。

《新規就農者の確保》

【農業経営課】農業後継者育成事業費（消県） 492 (491)

※事業主体：県

事業内容：農起業支援センターが実施する新規就農希望者への就農支援や市町村やJA等が実施する農業塾等への支援及び新規就農支援に係る関係機関と連絡調整会議を開催。

【農業経営課】新規就農・経営継承総合支援事業のうち青年就農給付金（国費） 513,625 (306,875)

※事業主体：準備型・・県 経営開始型・・市町村

事業内容：就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金を一人あたり年間最大で年間150万円給付。

《農業技術の習得研修》

【農業経営課】農業者生涯教育研修（国費） 2,157 (2,188)

※事業主体：農業大学校

事業内容：新規参入者、Uターン就農者を対象とした「ニューファーマーズ研修」等を実施する。

- 【農業経営課】農業機械研修（消県） 2,227 (2,227)
 ※事業主体：農業大学校
 事業内容：「トラクタ基本研修」、「トラクタけん引研修」、「フォークリフト研修」等、農業機械に関する知識・技術・技能を習得させるための研修を実施する。
- 【農業経営課】新規就農・経営継承総合支援事業のうち農業者育成支援研修（国費） 5,068 (5,188)
 ※事業主体：農業大学校
 事業内容：主に農業以外の分野からの就農を目指す者を対象とした、就農支援のための研修を実施する。

《国への働きかけ》

- 【農業経営課】要請の趣旨について、国に対して働きかけを実施。
 ・東海農政局長に要請書を手渡し（平成27年10月29日）

(2) 経営所得安定対策について

- ① 経営所得安定対策については、品目ごとの一定基準の所得補償が図れる仕組みへの見直しを図るよう国に働きかけられたい。
 また、産地の独自の取組みの拡大など、地域の実情にあった制度運用が行われるよう国に働きかけられたい。
- ② 飼料用米については、既存の麦・大豆産地との調和、用水確保や流通への課題を十分に踏まえた上で、農業者や関係機関と連携の下、推進を図られたい。また、飼料用米の種子供給体制の整備、多収米の開発・普及に取り組まれたい。
- ③ 米の直接支払交付金の廃止などに係る制度変更については、継続して農家への周知、理解増進に努められたい。

《国への働きかけ》

- 【園芸農産課】要請の趣旨について、国に対して働きかけを実施。
 ・東海農政局長（平成27年10月29日）
 ・農林水産省（平成27年10月30日）

《飼料用米の種子供給体制の整備》

【園芸農産課】

平成29年度から専用品種による飼料米生産に取り組めるように、引き続き愛知県米麦振興協会及び関係農業団体と連携を取りながら種子供給体制を整えてまいりたい。

《多収米の開発》

- 【農業経営課】試験研究費のうち作物技術試験研究費（国費・消県） 25,005 (20,347)
 ※事業内容：多収性などの新技術・新品種の開発
- 【畜産課】自給飼料生産振興事業費（消県） 420 (485)
 ※事業内容：飼料用稲利用に関する普及啓発等

《制度の周知、理解増進》

- 【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進費補助金（国費） 137,337 (123,014)
 ※事業内容：事務経費を地域再生協議会に助成
- 【園芸農産課】水田農業経営所得安定対策推進指導費（国費・県費） 5,659 (6,452)
 ※事業内容：市町村別生産目標の算定、通知などの事務費

(3) 補助事業の充実・強化について

- ① 国の農業関係の補助金について、積極的に農家への情報提供を図るとともに、経済産業省等の他省庁の補助金の活用に対しても助言等を願いたい。

また、間接補助事業になる場合の事業採択にあたっては、国が示す以上の要件を課すことのないよう、国において緊急対策として補正予算が措置された場合は、県での予算措置等の遅れから実施できないことのないよう国の補助事業の積極的な活用を図られたい。

- ② 国の補助事業では対象とならない以下のような取組みに助成する県単独の補助事業の拡充を図られたい。

(ア) 農家の資本力が弱く、融資対応が困難な山間地域でのハウスや機械等の農業基盤の整備を図る山間地営農等振興事業の増額

(イ) 先駆的に新しい技術や施設を導入する場合や、県の強みを生かした農業を継続して育てていくために欠かせない温室の再整備等を図る地域農業振興事業予算の大幅な増額

(ウ) 加工・業務用野菜の産地形成を図るために導入する物流コスト低減に繋がるコンテナ、計量機等の機器、貯蔵施設の設置など流通体制の整備に対する助成

(エ) 受託者が小規模な耕作放棄地を整地する場合に要する土木機械の購入又はリースに要する経費助成の創設

(オ) 果樹栽培等における大規模農家へのほ場集約、流動化を図るため、借受時に実施する生産性向上のための改植・土壌改良などに対する助成

(カ) 老朽化したJAの共同集出荷施設、共同乾燥調製施設、堆肥製造施設等の機能高度化を図るための更新、再整備、付帯機能施設の設置に対する助成

(キ) 露地野菜における、法人や大規模農家が他の農家の作業（定植・収穫など）を受託するための定植機や収穫機等に対する助成

《情報提供》

【園芸農産課】

国の農業関係の補助金については、積極的に農家への情報提供を図るとともに、その活用を支援してまいりたい。また、農林水産省以外の省庁の補助金の活用に対しても、必要に応じて助言等を行ってまいりたい。

《補助事業の活用》

【農業振興課】 経営体育成支援事業費（国費） 386,692 (278,561)

※事業主体：市町村

事業内容：人・農地プランに位置づけられた担い手等が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助を行う

【園芸農産課】 強い農業づくり交付金事業費（国費） 861,937 (579,350)

※事業主体：農協、農事組合法人、農業者の組織する団体等

事業内容：米及び麦の乾燥調製施設等の整備、野菜及び果樹の集出荷貯蔵施設の整備

【畜産課】 畜産競争力強化対策整備事業費補助金（国費） 1,192,000 (0)

※事業主体：県内8市町に所在する9協議会

事業内容：各地域のクラスター協議会の計画に基づく畜舎やその関連施設の整備

【農業振興課】 山間地営農等振興事業費補助金（単補） 31,000 (31,000)

※事業主体：市町村、農協、農業者が組織する法人等

事業内容：山間地・離島地域の農林漁業者組織等に対し、農林漁業用施設・機械の導入等に助成。

【園芸農産課】 農畜産業振興事業のうち地域農業振興事業費（単補） 1,348 (5,513)

※事業主体：農協、農事組合法人、農業者の組織する団体等

事業内容：平坦地の農業者組織等に対し、樹園地の整備、機械等の導入に助成（3件）

《耕作放棄地対策》

【農業振興課】耕作放棄地再生利用交付金（国費） 0（0）
平成28年度期首基金残額見込み 100,214

※事業主体：愛知県耕作放棄地対策協議会、地域耕作放棄地対策協議会

事業内容：耕作放棄地を再生する取組に対して5万円/10a（重機を用いて行う等の場合は費用の1/2以内）を助成。

再生作業に附随する施設等の補完整備は費用の1/2以内を助成。

5. 優良農地の保全

(1) 担い手に対する農地の集積促進について

- ① 農地中間管理事業について、JA等の委託先での事業推進が予算の有無によって左右されることのないよう機構集積協力金や委託費等の十分な予算を確保されたい。
- ② 人・農地プランを活用した現場での十分な話し合い、農業委員会、JAとの連携・協力のもとに地域内の農地利用の調整を図り、借地の再配分に伴って担い手農家の経営に支障が生ずることがないように、また、農地利用集積円滑化事業等からの農地中間管理事業の活用へ移行する者の手続き等に支障が生ずることがないように事業の推進を図られたい。
- ③ 都市近郊や中山間地域における受け手の育成状況、出し手の意向等により、農地利用集積円滑化事業を活用した方が、集積がより円滑に進む場合もあることから、農地中間管理事業と円滑化事業双方の機能、役割を評価、整理し、県として、今後どのような形で農地集積を進めていくのかについて、現場目線に立って検討されたい。その上で、円滑化事業を継続することについて、国に働きかけられたい。
- ④ 農振地域とつながる優良な市街化区域内の農地も借り受けの対象とすること、空ハウスと一体となった施設用地の貸借も事業の対象とすること、受け手が当面見つからないものの、整備を図ることによって十分に活用できる遊休農地については、機構が借り受け、全額国費により整備を行い、担い手に貸しつけられる仕組みとすること、について検討されるよう国に働きかけられたい。
- ⑤ 農地の貸し借りにあたって、契約当事者の参考となるような賃借料水準などの情報提供に努めるよう農業委員会を指導願いたい。

《農地中間管理事業の推進》

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち農地中間管理事業費交付金（国費・消県） 124,900（251,741）

※事業主体：農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）

事業内容：農地中間管理事業の実施に要する経費を助成。

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち機構集積協力交付金（国費） 446,700（1,313,184）

※事業主体：市町村

事業内容：機構へ農地を貸し出す個人、地域及び中山間地域の受け手に対して市町村が協力金を交付。

・経営転換協力金 357,700千円 ・耕作者集積協力金 46,040千円
・地域集積協力金 42,360千円 ・特定地域農地流動化交付金 600千円

【農業振興課】農地中間管理事業推進費のうち推進事業費（国費・消県） 913（939）

※実施主体：県

事業内容：農地中間管理事業の推進・指導等を実施。

《人・農地プランの作成・更新》

【農業振興課】農地集積推進事業費のうち人・農地プラン作成費補助金（国費）	4,649（3,719）
【農業振興課】農地集積推進事業費のうち推進指導費（国費）	128（309）

《国への働きかけ》

【農業振興課】

要請の趣旨について、国に対して働きかけを実施。

- ・東海農政局長に要請書を手渡し

（平成 27 年 10 月 29 日）

<参考>

農地中間管理事業の円滑な実施に関する県からの要請

- ・東海農政局（平成 27 年 10 月 29 日）
- ・農林水産省・財務省（平成 27 年 10 月 30 日）

（要請内容）

農地中間管理事業の円滑な実施のため、機構集積協力金について、事業の確実な実施に必要な財源を確保すること。

《農業委員会への指導》

【農業振興課】地域農政総合推進費のうち農業委員会・農業会議指導費（消県）

31（36）

※事業主体：県

事業内容：農業委員会、農業会議の指導体制の調整等を実施。

6. 全国屈指の技術開発力を活かした品質や生産性の向上

（1）農業総合試験場における試験研究の強化について

先端的な試験研究が可能となる予算及び人員の確保と試験研究施設の整備を図り、県産品のブランド化の推進とも連動した新品種育成や新技術の開発を促進し、特に農業者から要望の強い以下の新品種・新技術の開発に力を入れ、普及組織と一体となり普及、定着を加速されたい。

- ① 湿害に強く、熟期の早い、麺用及びパン用の良質で実需者の評価が得られる小麦品種の安定栽培技術の開発
- ② 市場の差別化を図る水稻の超極早生品種の育成と多収性で高温障害への耐性を兼ね備えた水稻極早生、早生品種の育成・実用化
- ③ 本県の基幹品目であるイチゴ、トマト、アオジソ、ナス、イチジク、早生ミカン、ブドウ、ナシ等について、実需者や消費者の評価が得られ、全国に認められる県独自品種の育成、産地への普及・定着の促進、消費側に対するPR
- ④ 本県花き園芸の基幹品目である輪ギク、スプレーマム、バラ、カーネーションの低温開花性・低温伸長性及び耐暑性のある新品種の育成、無側枝性輪ギク品種の育成、高生産性のバラ、カーネーション品種の育成
- ⑤ 切り花の品目ごとの日持ち性向上技術の開発
- ⑥ ミナミアオカメムシ、スリップス（アザミウマ）、帰化アサガオ類等の新しい病虫害や雑草の防除技術、近年被害拡大の著しい柿のカメムシ・カイガラムシの防除技術及び生物農薬（ダニ剤）を活用した防除技術に関する開発・普及
- ⑦ 燃油価格の上昇に対応した無加温品目の導入、省エネ技術の導入等による低コスト栽培体系の確立、夏季高温対策技術等気候変動に対応した新技術、トマト、キュウリ、イチゴ、ナス、バラ、コショウランの環境制御による生産性向上技術の確立
- ⑧ 愛知県ブランド和牛「みかわ牛」の生産技術の開発
- ⑨ デュロック種系統豚「アイリスナガラ」の後継系統の開発

《試験研究》 【農業経営課】試験研究費（国費、消県）【再掲】	306,355（306,271）
※事業主体：農業総合試験場 事業内容：消費者や実需者の評価が得られる新技術・新品種の開発	
《種豚優良系統造成》 【農業経営課】種豚優良系統造成事業費（消県）	19,663（0）
※事業主体：農業総合試験場 事業内容：系統豚に使用されるデュロック種の優良系統を開発	

(2) あいちの施設園芸の高度化について

- ① あいちの施設園芸が直面している産地の高齢化や施設の老朽化問題に対処し、これを早期に解決するための具体的施策の展開方向を示されたい。
- ② あいちの施設園芸の振興を図るため、既存施設の高度化等により生産性向上を目指す産地に対して、環境制御機器や環境改善に必要な炭酸ガス発生器及びミスト発生装置、夏季高温対策に必要な細霧冷房装置、省エネのための多層カーテン等の機器・設備導入など、高度化に向けた施設の補改修に対する助成措置を講じられたい。また、ハウス内環境データの蓄積・共有化に向けたICTの導入等に対して支援を願いたい。
- ③ トマトだけでなく、キュウリ、イチゴ、ナスなど本県主要作物に対する環境制御技術などの新たな栽培技術の開発・普及に向けた支援を願いたい。

【園芸農産課】あいち型植物工場導入推進事業費（国費・公共）	120,349（0）
※事業主体：農業者の組織する団体（3戸以上）等 事業内容：施設内環境のモニタリング装置や生育環境の制御に必要な機器の導入及び施設の補改修による「あいち型植物工場」の拠点づくりを支援。 拠点における栽培技術の確立と産地への普及を支援。	
【農業経営課】農業改良普及事業の一部（国費・消県）【再掲】	1,473,377（1,471,738）
※事業主体：県 事業内容：施設園芸の環境制御技術等の新たな栽培技術について、関係機関と連携して普及指導を実施する。	
【農業経営課】試験研究費のうち園芸技術試験研究費の一部（消県）	29,538（29,560）
※事業主体：農業総合試験場 事業内容：施設園芸の環境制御技術等の新技術開発	

II. 県産農林水産物の適切な消費及び利用の推進

(1) 地産地消の推進について

- ① 地産地消を推進するためのイベントの効果的な開催、各地域で開催するイベントへの支援のほか、産直施設の設置に対する支援、生産者や消費者に対する産直施設利用への誘導を図り、地産地消の一層の推進を図られたい。
- ② 学校給食については、給食メニュー等に県産・地元産表示を行うことや給食に生産量の多い県産農産物などを紹介するなど、県下の児童・生徒・保護者に対して県産農畜産物の認識を向上し、消費拡大を図る取組みや栄養教諭、学校栄養職員や学校給食会に対し県産・地元

産農畜産物、その加工製品を優先して利用するなどの働きかけ、納入に際しての通い容器や流通経費の助成等について支援を願いたい。

《地産地消の取組》

【食育推進課】食と緑普及啓発事業費

883 (903)

※事業主体：あいちの農林水産フェア実行委員会

事業内容：農林水産業に関する情報の交流やふれあいの場づくり、県民活動を促進するため、「あいちの農林水産フェア」を開催し、県民の農林水産業に対する理解促進を図る。

【食育推進課】地産地消推進費（消県）【再掲】

1,057 (1,222)

※事業主体：県

事業内容：食と農林水産業に対する県民の理解促進を図るため、「いいともあいち運動」等を通じた消費者と生産者等協働活動の推進や地産地消の広報PR活動として商品包装紙へのシンボルマークの表示、県産農林水産物を活用した加工食品の開発や品質向上を目的とした愛知のふるさと食品コンテストを開催する。

【食育推進課】地産地消推進費のうち県産農産物の学校給食活用促進（消県）139 (139)

※事業主体：県

事業内容：農林水産事務所ごとで地元農産物学校給食導入促進会議等を開催、農業団体と連携し、県産農産物を円滑に利用できるよう情報提供等を実施

《直売所の設置》

【農業振興課】

事業名：農山漁村振興交付金 ※国直接採択事業

※事業主体：市町村、農協、NPO法人、農業者の組織する団体等

事業内容：地方公共団体が農山漁村活性化を図る計画を作成し、その実現に必要な施設整備を支援する。

Ⅲ. 自然災害から守られ、緑と水に恵まれた生活環境の確保

(1) 鳥獣の捕獲・追い払い対策の強化について

- ① 市町村における鳥獣被害防止計画の樹立、鳥獣被害の実態把握、的確な防止対策の実施等、主体的な取組みを指導されるとともに、捕獲者等の専門家の育成、わなの設置、捕獲、侵入防止柵の整備、捕獲鳥獣の処理などの取組みについて財政的支援・技術指導を強化願いたい。
- ② ヒヨドリ・カラス等の鳥害被害が目立ってきていることから、効果的な鳥害対策を指導されたい。
- ③ 市町村を超えた広域的な追い払い対策、捕獲鳥獣の処分・加工利用等の対応が必要である場合もあることから、近隣市町村間の連携が図られるよう指導されたい。

《市町村への指導、財政的支援等》

【農業振興課】鳥獣被害防止総合対策事業費補助金（国費）

477,521 (537,662)

※事業主体：地域協議会、市町村

事業内容：推進事業（有害捕獲、被害防除、生息環境管理）

整備事業（侵入防止柵の設置等）

捕獲事業（有害捕獲に要する経費）

補助率：推進事業 1/2 以内（新規地区、実施隊が行う取組は定額（1市町村当たり 2,000 千円、広域連携の場合 1市町村当たり 2,200 千円））

整備事業 1/2 以内（自力施工の場合は 10/10）

捕獲事業 定額

農政をめぐる情勢

平成28年3月24日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉